

(参考)

地方公営企業法第 33 条の 2 (公金の徴収又は収納の委託)

管理者は、地方公営企業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務については、収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認めるに限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

地方公営企業法施行例第 26 条の 4 (公金の徴収又は収納の委託)

管理者は、地方公営企業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、当該公金の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。

昭和42年9月25日京都市交通局公告（京都市交通局の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定について）の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

第2項中第19号を削り、第20号を19号とし、第20号から第26号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この改正公告は、平成18年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部財務課)